

第1章 計画の基本的な考え方

- 計画策定の趣旨** 犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民、事業者、警察、その他関係団体と緊密に連携を図りながら各種取組を実施する中、社会情勢の変化に対応した更なる防犯対策を推進するため、第1～4次計画での施策を基本に充実・強化を図り、新たな対策を盛り込んだ「第5次宇都宮市防犯対策推進計画」を策定するもの
- 計画の位置付け** 第6次総合計画の分野別計画を実現する計画、「安全で安心なまちづくり条例」に基づく犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止する施策を具体化する計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画、「宇都宮市犯罪被害者等支援条例」に基づく施策を具体化する計画
- 計画の期間** 令和7年4月から令和12年3月(5か年)

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 犯罪・社会情勢
(1)国における動向等

- ・刑法犯認知件数はR4に20年ぶりに増加(H14:2,853,739件→R3:568,104件 R4:601,331件)
- ・SNS等に起因する犯罪の被害に遭う子どもは減少(R1:2,082件→R5:1,655件)
- ・検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は47.0%(R1:48.8%→R5:47.0%)
- ・「第2次再犯防止推進計画」を策定し、市の役割を明確化(理解促進、各行政サービスの適切な提供)
- ・犯罪被害者等支援について、各市、県、関係機関における「ワンストップサービス」の実現を推進

(2)県における動向等

- ・刑法犯認知件数はR5に20年ぶりに増加(H15:40,469件→R4:8,883件 R5:11,932件)
- ・「特殊詐欺」「わいせつ」「住宅対象窃盗」「自動車盗」「車上ねらい」「自転車盗」「金属盗」「SNS型投資・ロマンス詐欺」を重点抑止犯罪に指定 ※下線はR6に追加
- ・「不同意性交等」「不同意わいせつ」の認知件数が増加(R1:42件→R5:104件)
- ・暴力団の構成員・検挙人員はともに減少傾向
- ・「自転車盗」「車上ねらい」「住宅対象窃盗」では無施錠での被害が多い。

(3)本市の現状

- ・刑法犯認知件数はH15からR4まで減少傾向であったもののR5年には前年比約3割の増加(H15:12,899件→R4:2,400件 R5:3,181件)
- ・罪種別では、「窃盗犯」が全体の77.8%を占める。
- ・罪種別では、唯一「風俗犯」の件数が5年前から増加
- ・中核市での刑法犯認知件数比較では、62市中45位
- ・JR宇都宮駅東口及び東武宇都宮駅周辺の交番の犯罪認知件数は5年前より増加
- ・自治会に対する防犯カメラ設置補助事業により、5年間で300台以上の防犯カメラの設置を促進(R1～R5 371台補助)
- ・特殊詐欺の件数は減少しているものの被害額は増加

刑法犯認知件数の推移(市)

年度	認知件数
H15	12,899
H20	9,000
H25	6,000
H30	4,000
R4	2,400
R5	3,181

2 市民アンケート・**3 各地区防犯ネットワークへのアンケート**
《主な市民意識》

- ・女性の「犯罪への不安感」は50%を超えている。
- ・6割半ばの市民が「住宅への侵入窃盗」を不安と感じている。
- ・9割半ばの市民が何らかの防犯対策に取り組んでいる。
- ・防犯対策を行っていない市民の4割が「自分は犯罪被害にあわない」と思っている。

《防犯活動》

- ・約8割の市民が地域の防犯活動に参加したことがない一方、7割半ばの市民は何らかの防犯活動に取り組んでみたいと思っている。

《市に力を入れてほしい取組》

- ・約5割の市民が、「防犯カメラの設置促進」、「路上の明るさの確保」を求めている。

《地域防犯団体の意見》

- ・約4割が「活動が減少」、約7割が「メンバーが高齢化している」
- ・約6割が地域防犯のために必要な取組について、「個人で気軽に参加できる『ながら見守り活動』の推進」と回答

犯罪への不安感(男女別)

性別	不安感の割合
男性	48.8%
女性	50.5%

4 関係団体との連携状況等
【栃木県警察】

- ・統計データの市への提供、ルリちゃん安全メールの配信
- ・JR宇都宮駅東口歓楽街対策会議の開催
- ・警察や地域との合同パトロールの実施等

《主な意見》防犯に関する周知啓発、地域防犯の担い手である防犯団への支援、道路など庁内各部署と連携した指導・パトロールの実施等を求めている。

【被害者支援センターとちぎ】

- ・犯罪被害者パネル展の開催支援、相談場所の確保、各種行政サービスの案内等

《主な意見》引き続き、市と連携して周知啓発を行うとともに、市の総合窓口と協力し、円滑な被害者支援につなげていく必要がある。

【栃木県暴力追放県民センター】
《主な意見》市事業から暴力団を排除するとともに、暴力団の資金源となる特殊詐欺や闇バイトの防止に向け周知啓発を行っていくことが重要である。

【地域防犯団体代表者】

- ・環境点検活動の参加促進
- ・犯罪情報の提供等

【更生保護ボランティア(宇都宮保護区保護司会など)】

- ・社会を明るくする運動における連携
- ・更生保護に係る周知啓発の実施

「第5次宇都宮市防犯対策推進計画」 概要版

5 第4次計画事業評価
(1)成果指標(最終年度の達成状況)

成果指標	目標値	実績値
人口千人当たりの刑法犯認知件数	3.9件以下※	6.2件
防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合	90%以上	88.8%

いずれも5年前から改善しているものの目標値には達していない。
※目標値の「3.9件」はR1当時想定したR5の中核市平均の見込値(実績値は5.7件)

(2)活動指標(R5年度の達成状況)※最終年度の前年度

活動指標	目標値	実績値
SNS出前講座実施校数	94校	94校
防犯講習会受講者数	12,000人	6,451人
防犯活動団体数	600団体	566団体
環境点検活動参加者数	2,800人	999人
犯罪被害者等講話受講者数	4,800人	6,559人
社会を明るくする運動参加者数	1,000人	400人
防犯対策重点地区指定数	2地区	2地区
防犯カメラ設置台数	700台	612台

8項目のうち4項目で「概ね順調」以上を達成。その他の項目については、コロナ禍終息後、回復傾向にあるが、目標値には達していない。

(3)横断的施策(R5年度の達成状況)最終年度の前年度

施策指標	目標値	実績値
特殊詐欺被害件数	35件以下	32件

被害件数の目標値を達成

6 課題の整理
(1)「一人ひとり」に関連する課題
課題① 犯罪情勢とターゲットを捉えた啓発活動の強化
課題② 市民の実践的活動の更なる推進

- ・基本的な防犯対策や「自分が被害にあうかもしれない」という意識をあらゆる機会を捉えて啓発するとともに、特殊詐欺やSNS犯罪対策等について、ターゲット層を明確にし取組を推進することが必要
- ・女性の半数が犯罪被害の不安を感じている状況等を踏まえ「女性に対する犯罪」の未然防止対策が必要

(2)「地域」に関連する課題
課題③ 地域における防犯活動の持続性の確保
課題④ 連携・協働の更なる推進

- ・刑法犯認知件数が増加していることから、地域における見守りを強化していく必要があるが、地域防犯団体において、活動の減少や組織の高齢化などの課題が見られるため、活動の持続性を確保するための取組を推進するとともに、市民一人ひとりや事業者の協力の促進が必要

課題⑤ 犯罪被害者等に対する支援の強化
課題⑥ 再犯防止対策の更なる推進

- ・犯罪被害に対する理解促進と支援制度の周知啓発に取り組むとともに、犯罪をした者等に適切にサービスを提供できる体制や、立ち直りを決意した人を受け入れることができる地域社会づくりが必要

(3)「生活環境」に関連する課題
課題⑦ 「重点地区」等における防犯対策の更なる充実
課題⑧ 犯罪抑止に向けた防犯設備の更なる充実

- ・特定の諸課題がある地区の環境改善や治安維持に向けた取組を進めるとともに、官民における防犯設備の更なる充実により、犯罪の抑止と市民の体感治安向上につなげていくこと必要

(4)特殊詐欺対策に関連する課題

- ・依然として高齢者を中心に特殊詐欺の犯罪被害が発生している状況を踏まえ、「一人ひとり」「地域」「生活環境」に係る事業の推進が必要

第3章 計画の基本方針

○ 目指す姿
「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」の目的において掲げる『現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会』

＜計画の成果指標＞
計画全体の達成状況として、目指す姿の実現度を測るため、「安全」の度合いを測る客観的指標と「安心」の度合いを測る主観的指標を設定

成果指標	現状値	目標値
①人口千人当たりの刑法犯認知件数	令和5年 6.2件	令和10年 5.7件以下
②防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合	令和6年度 88.8%	令和11年度 90%以上

○ 基本目標の考え方

- ・犯罪の抑制と市民の安心感の向上は着実に進んでいるため、これまでの3つの「基本目標」を基本としつつ、第4次計画の評価で明らかになった諸課題を踏まえ、個別施策、事業内容の見直しを図る。
- ・「犯罪被害者等支援対策」と「再犯防止対策」については、国において、これまで以上に市区町村の役割が明確化・重要視(既存の行政サービスの適切な提供など)され、その対応が求められることから、独立した基本目標として整理する。

基本目標Ⅰ：「一人ひとり」の防犯力の向上
市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、自ら防犯対策を実践することが重要

■基本施策

- 1 市民への防犯意識高揚対策
- 2 市民による実践活動促進対策

【個別事業】重点抑止犯罪情報等の発信(SNS型投資・ロマンス詐欺、金属盗等)、性暴力・性的被害等の未然防止啓発 など

基本目標Ⅱ：「地域」の防犯力の向上
個人の取組と合わせて、市、警察、事業者、学校など地域コミュニティの連携による取組や支援が重要

■基本施策

- 3 自主防犯団体の活動促進対策
- 4 連携・協働による活動推進対策

【個別事業】個人・事業者による「ながら見守り」、ドライブレコーダー搭載車両による「運転中のながら見守り」の推進 など

基本目標Ⅲ：「生活環境」の防犯力の向上
個人の意識向上や地域における防犯活動等のソフト面の対策に加え、防犯灯・防犯カメラなどのハード面からも犯罪を起こしにくい状況とすることが重要

■基本施策

- 5 防犯対策重点地区等強化対策
- 6 設備等による防犯性向上対策

【個別事業】「防犯カメラの見える化」の促進、自治会に対する防犯灯・カメラ補助事業、魅力ある商店街支援事業 など

基本目標Ⅳ：「犯罪被害者等支援対策」の充実 ※「基本目標」として独立
犯罪被害者等への理解促進とニーズに応じ適切に支援を提供できる体制が重要

■基本施策

- 7 犯罪被害者等支援対策

【個別事業】犯罪被害者等講話、犯罪被害者等見舞金の支給、ワンストップサービス体制の構築 など

基本目標Ⅴ：「再犯防止対策」の充実
立ち直りを決意した人を受け入れることができる地域社会づくりと、適切なサービスの提供が重要

■基本施策

- 8 再犯防止対策

【個別事業】自立支援関連事業の充実・特性に応じた効果的な支援の実施、地域の理解促進に向けた広報・啓発活動 など

横断的施策(Ⅰ～Ⅲの基本目標に横断的に取り組むべき施策)
特殊詐欺被害の抑制に向けては、複雑化・巧妙化する手口に対し、「一人ひとりの防犯力向上」や「地域ぐるみの防犯力向上」、さらに「犯罪を実行させない環境の防犯力向上」の3つの基本目標にまたがる防犯対策を総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、引き続き、「特殊詐欺対策」を「横断的施策」として位置付ける。

横断的施策：特殊詐欺対策

第4章 施策の体系				● 施策体系の考え方：これまでの防犯対策の継続性・整合性を確保するため、第4次計画の基本施策を継続しつつ、国・県の動向や犯罪情勢の変化等を踏まえた新たな施策・事業を設定	
基本目標	基本施策	個別施策	事業	活動指標 (重点事業の進捗状況を測る) 〔令和6年度→令和11年度〕	
Ⅰ「一人ひとりの防犯力の向上」	1 市民への防犯意識高揚対策	(1) 防犯に関する広報・啓発	★ 多様な媒体による広報活動	以下、記載の現状値は、令和5年度の実績	
		(2) 犯罪発生情報の提供	不審者情報の発信、◎★ 重点抑止犯罪情報等の発信(SNS型投資・ロマンス詐欺、金属盗等)【拡充】		
		(3) SNS犯罪対策の強化	◎ 小中学校における出前講座等の実施 児童生徒や保護者を対象とする周知啓発の推進		
		(4) 市民の規範意識の向上	道徳教育・情報モラル教育/デジタル・シティズンシップの推進、非行防止講演会の開催		
		(5) 暴力団排除の推進	市の事務事業からの排除、公の施設の利用制限、青少年への周知啓発(闇バイト防止を含む)		
	2 市民による実践活動促進対策	(6) 防犯に係る知識・技術の普及	◎ 防犯講習会の充実【拡充】、★ 消費生活相談・消費生活出前講座	①重点抑止犯罪等の情報発信 随時実施 → 1回以上／月 ②SNS出前講座実施校数 94校 → 94校 ※全小中学校で実施	
		(7) 学校における安全教育の推進	防犯教育の推進、防犯ブザーの携行促進		
		(8) 女性に対する犯罪の未然防止対策の推進【新規】	◎ 女性が被害に遭いやすい事案をまとめた防犯講習会の実施【新規】、セクハラ等被害防止啓発の実施【新規】、性暴力・性的被害等の未然防止啓発の実施【新規】、ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発【新規】、青少年の性的被害未然防止の啓発【新規】、SNSを通じた被害の未然防止の啓発【新規】		
Ⅱ「地域の防犯力の向上」	3 自主防犯団体の活動促進対策	(9) 自主防犯活動における連携・協力の促進	◎ 地区防犯ネットワークの推進	①防犯講習会受講者数 6,451人／年度 → 9,000人／年度 ②防犯講習会受講者数(女性被害防止) 100人／年度	
		(10) 青色防犯パトロールの促進	青色回転灯の導入促進		
		(11) 自主防犯活動に対する支援	協働の地域づくり支援事業補助金、まちづくり活動応援事業、防犯灯補助事業(再掲)、防犯カメラ補助事業【拡充】(再掲)、自主防犯活動を補完する「ながら見守り」の推進【新規】		
	4 連携・協働による活動推進対策	(12) 全市一斉防犯活動の推進	子どもの一斉見守り活動、市民総ぐるみ環境点検活動(再掲)、全国地域安全運動重点啓発活動、一戸一灯運動	①「ながら見守り」実施者数 1,500人(累計) ②ドライブレコーダー搭載車両による「ながら見守り」実施台数 600台(累計)	
		(13) 様々な主体の連携による防犯活動の促進	市民総ぐるみ環境点検活動、地区防犯ネットワークの推進(再掲)、巡回指導活動		
		(14) 事業者による防犯活動の促進	★ 特殊詐欺被害防止協力店登録制度、◎ 事業者による「ながら見守り」【拡充】		
		(15) 学校等の安全に関する環境整備	スクールガードシステム、「子ども110番の家」との連携、子どもの一斉見守り活動(再掲)、通学路の合同点検、◎ 「ながら見守り」の推進【新規】		
		(16) 防犯協会との連携	防犯協会との連携事業		
		(17) 市による防犯活動の推進	青色回転灯装着公用車・マグネット装着公用車による「ながら見守り」		
Ⅲ「生活環境の防犯力の向上」	5 防犯対策重点地区等強化対策	(18) 重点地区等関係機関との連携推進	関係機関・地域等との意見交換・連絡調整(歓楽街対策会議(JR宇都宮駅東)、オリオン通り治安維持対策会議)【拡充】、関係機関・地域等とのパトロール(官民合同パトロール(JR宇都宮駅東)、オリオン通り治安対策に係る合同パトロール)【拡充】	①「防犯カメラの見える化」協力台数 300台(累計)	
		(19) 重点地区等対策の推進	JR宇都宮駅周辺防犯カメラの運用〔再掲〕、防犯カメラ補助事業(補助率の上乗せ)、商店街が実施する防犯パトロール等への支援【新規】、環境浄化対策の実施(路上喫煙、道路の不法占用、騒音等への対策等)【新規】、◎ 防犯カメラの見える化【新規】		
	6 設備等による防犯性向上対策	(20) 地域による問題箇所の改善促進	市民総ぐるみ環境点検活動(再掲)、通学路の合同点検(再掲)	①防犯カメラの設置・更新台数(累計) 設置 612台 設置 800台 更新 ー台 → 更新 200台 合計 612台 合計 1,000台	
		(21) 防犯灯の適切な設置・運用支援	防犯灯補助事業		
		(22) 防犯カメラの適切な設置・運用支援	魅力ある商店街等支援事業(防犯カメラ)【拡充】、◎ 防犯カメラ補助事業【拡充】、◎ 防犯カメラの見える化【新規】(再掲)		
		(23) 特殊詐欺対策機器の普及促進	★ 撃退器購入費補助事業、★ 警察、民間事業者等との連携による周知啓発		
		(24) 事業者等に対する防犯対策の促進	事前指導等を活用した事業者等に対する依頼		
		(25) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理	JR宇都宮駅周辺防犯カメラの運用、小中学校における防犯カメラの運用、公立保育園・子ども発達センターへの防犯カメラの運用、道路・公園等における防犯への配慮、市有施設における防犯カメラ導入等の検討		
Ⅳ「犯罪被害者等支援の充実」	7 犯罪被害者等支援対策	(26) 犯罪被害者等の支援に関する理解促進	犯罪被害者等支援巡回パネル展の開催支援、◎ 犯罪被害者等講話	①犯罪被害者等講話受講者数 6,559人／年度 → 6,600人／年度 ※現行計画上、最多であるR5の受講者数を目指す。	
		(27) 途切れない支援の充実	被害者支援担当窓口、ワンストップサービス体制の構築【新規】、犯罪被害者等見舞金の支給【新規】、関係機関等との連携強化【新規】		
Ⅴ「再犯防止対策」の充実	8 再犯防止対策 (地域による包摂の推進) 第2次再犯防止推進計画	(28) 更生に向けた支援の充実	更生保護に係る自立支援関連事業の充実・特性に応じた効果的な支援の実施、非行防止・修学等の支援の実施、更生意欲の醸成	①社会を明るくする運動参加者数 400人／年度 → 600人／年度 ②出前講座等における啓発数 1,000人／年度	
		(29) 再犯防止に関する理解促進	◎ 地域の理解促進に向けた広報・啓発活動(社会を明るくする運動、出前講座における啓発等)【拡充】		
		(30) 再犯防止関係機関等との連携推進	社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化		
横断的施策	特殊詐欺対策	★ 多様な媒体による広報活動(Ⅰ-1-(1))、★ 重点抑止犯罪情報等の発信(Ⅰ-1-(2))、★ 消費生活相談・消費生活出前講座(Ⅰ-2-(6))、★ 特殊詐欺被害防止協力店登録制度(Ⅱ-4-(14))、★ 撃退器購入費補助事業(Ⅲ-6-(23))、★ 警察、民間事業者等との連携による周知啓発(Ⅲ-6-(23))			特殊詐欺被害件数 32件→32件以下 ※過去10年間で最も被害の少ないR5の32件以下を目指す。

第5章 計画の推進	
1 推進体制	2 進行管理
本計画の着実な推進を図るため、随時、犯罪情勢等を把握しつつ、「防犯」「犯罪被害者等支援」「再犯防止対策」の施策事業の実施にあたっては、それぞれ、地域や警察、関係団体、事業者等と連携を図りながら、総合的に推進していく。	
「防犯対策推進委員会」のメンバーを中心に、計画の成果指標や活動指標の進捗状況を把握するとともに、地域や警察、関係団体等との意見交換を行い、施策の評価・改善につなげていく。	